

令和5年度保育園・認定こども園 副食費（2号認定）

階層区分 年収めやす		(課税額：市町村民税所得割)	月 額	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	1	生活保護世帯、里親世帯	免除（0円）	
第2階層 ～260万円未満	2-2	市町村民税非課税世帯		
	2-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第3階層 ～330万円未満	3-2	課税額 48,600円未満である世帯（均等割のみ含む）		
	3-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第4階層 ～360万円未満	4-1A	課税額 48,600円以上 57,700円未満である世帯		
	4-1	課税額 48,600円以上 77,100円以下で「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第4階層 ～470万円未満	4-2	課税額 77,101円以上 97,000円未満である世帯のうち、ひとり親世帯、「※障がい児(者)のいる世帯」		
	4-2B	課税額 57,700円以上 97,000円未満である世帯		
第5階層	5	課税額 97,000円以上 133,000円未満である世帯	保護者負担 (4,700円)	
第6階層 ～640万円未満	6	課税額 133,000円以上 169,000円未満である世帯		
第7階層 ～930万円未満	7	課税額 169,000円以上 301,000円未満である世帯		
第8階層 ～1130万円未満	8	課税額 301,000円以上 397,000円未満である世帯		
第9階層 1130万円～	9	課税額 397,000円以上である世帯		

◆幼児教育・保育の無償化により利用料は無償ですが、給食費、行事費などは保護者負担です。

◆副食費の額は、園ごとに異なる場合があります。

◆小学校就学前の子が3人以上いる世帯の第3子以降は免除します。

※障がい児(者)：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象です。